

金融庁が「記述情報の開示に関する原則（案）」を公表

『会計情報』編集部

金融庁は平成30年12月21日、「記述情報の開示に関する原則（案）」を公表した。

金融庁では、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（平成30年6月28日公表）の提言を受け、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実を図るため、企業が経営目線で経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報等を開示していく上でのプリンシプルベースのガイダンスを、記述情報の開示に関する原則（案）として取りまとめ、公表したとされている。

<記述情報の開示に関する原則（案）のポイント>

【経営目線の議論の適切な反映】

- 取締役会や経営会議における経営方針・業績評価・経営リスクに関する議論のディスクロージャーへの適切な反映
- 経営トップによるディスクロージャーに関する基本方針の提示

【重要性（マテリアリティ）】

- 情報の重要性（マテリアリティ）の判断における業績に与える影響度及びその発生の蓋然性の考慮、並びに、重要性のディスクロージャーへ

の適切な反映

【資本コスト等に関する議論の反映】

- 取締役会や経営会議における、成長投資・手許資金・株主還元のある方や資本コストに関する議論、並びに、それらを踏まえた今後の経営の方向性のディスクロージャーへの適切な反映

【セグメント情報】

- 経営上、事業ポートフォリオのあり方についての検討が求められている中、経営の目線を十分に踏まえた深度あるセグメント情報の開示

【分かりやすさ】

- より分かりやすい開示の実現に向けた、図表、グラフ、写真等の積極的な活用

なお、コメント期限は、平成31年2月1日（金）17時までとされている。

詳細については、金融庁のウェブページ（https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20181221_1.html）を参照いただきたい。

以上